（総務課）
第三十三条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～四　［略］
五・六　［号を削る。］
（計画課）
第三十八条　計画課においては、次の事務をつかさどる。
一～七　［略］
八　法令の調査及び研究に関すること。
九　［略］
（総務課）
第四十二条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～五　［略］
六・七　［号を削る。］
（法務官）
第五十七条の十四　航空方面隊司令部に、法務官一人を置く。
2　［略］
3　法務官は、航空方面隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
一　損害賠償及び損失補償に関すること。
二・三　［略］
（監理部）
第五十九条　監理部においては、次の事務をつかさどる。
一～六　［略］
七　［号を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部改正）

第七条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第六条第一項に規定する部隊等） **第一条**　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する防衛省令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一～七　［略］ 八　航空基地隊（地方総監部及び地区総監部の所在地に所在する航空基地隊を除く。） 九　地区隊 十～十三　［略］	（法第六条第一項に規定する部隊等） **第一条**　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する防衛省令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一～七　［同上］ 八　航空基地隊（地方総監部の所在地に所在する航空基地隊を除く。） ［号を加える。］ 九～十二　［同上］

（総務課）
第三十三条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～四　［同上］
五　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
六・七　［同上］
（計画課）
第三十八条　計画課においては、次の事務をつかさどる。
一～七　［同上］
［号を加える。］
八　［同上］
（総務課）
第四十二条　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～五　［同上］
六　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
七・八　［同上］
（法務官）
第五十七条の十四　航空方面隊司令部に、法務官一人を置く。
2　［同上］
3　法務官は、航空方面隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。
一　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
二・三　［同上］
（監理部）
第五十九条　監理部においては、次の事務をつかさどる。
一～六　［同上］
七　訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
八　［同上］